

2 ベビーシッターおよび一時託児利用補助

両立支援



教職員・特任研究員^{※1}
日本学術振興会特別研究員^{※2}
博士学生等（性別問わず）

(1) 趣旨

子を持つ教職員等が出産・育児等を理由にキャリアを断念することがないように、業務や研究と育児を両立させることを目的として、ベビーシッターや一時託児の利用料等の補助を行う。

(2) プログラム内容

業務や研究と育児の両立に必要な、ベビーシッターや託児施設の利用料等を補助する。

- ◎ 四半期ごとに当該期間の利用分の申請を受け付け、審査によって必要性が認められる利用分について採択とし、補助を行うものとする。
- ◎ 補助金額は、原則として対象となる子どもが1人の場合は1ヶ月分につき 30,000 円、2人以上の場合は1ヶ月につき 50,000 円を上限とする。
ただし、申請状況及び予算状況によっては申請額より補助額が減額されることがある。
- ◎ 2025 年度第 4 回の対象は、原則として 2026 年 1 月 1 日～3 月 31 日の期間に利用し、領収書が発行された分とする。
- ◎ 補助対象は、下記に挙げるような業務や研究と育児との両立を目的としたベビーシッター、託児施設における一時保育などの保育業務（送迎に係る交通費、早朝、夜間の割増料金含む）に係る費用とする。
 - ※ 会議、打ち合わせ、入試業務、論文執筆や実験、学生指導等、勤務時間外の業務。
 - ※ 学会参加や学内外委員会等出席、打ち合わせ等のための出張。
 - ※ 通常通園・通学している保育所・幼稚園や小学校が長期休暇等により利用できず、一時保育等を利用しなければ申請者の業務や研究に支障が生じる場合。
 - ※ 子または申請者の傷病等、不測の事態。
- ◎ 下記に掲げるものは補助対象外とする。
 - ※ 月額制の延長保育料や学童保育料など、日常的な保育の一環とみなされるもの・利用が恒常となっているもの（学内・学外施設ともに）。
 - ※ 本学学内保育施設（青葉山みどり保育園、星の子保育園）の一時保育利用及び軽症病児・病後児保育室（星の子ルーム）の利用。
 - ※ 家事代行等の附帯的な料金や、入会金・年会費・キャンセル料等。
 - ※ 幼稚園等に入園している場合、当該幼稚園で実施されている預かり保育時間内の利用。
 - ※ 個人でシッティングを行っている方に依頼した場合の謝礼、および個人間の契約。
ただし、自治体の居宅訪問型保育事業者（認可外を含む）に登録されている事業者は補助対象。
 - ▶[居宅訪問型保育事業（仙台市）](#)
 - ▶[居宅訪問型認可外保育事業者（ベビーシッター）一覧（仙台市）](#)
- ◎ 補助対象の基準はセンターHPの「[TUMUG 支援事業・よくある質問と回答\(PDF\)](#)」もご参照ください。

(3) 申請資格

本学に所属するすべての教職員（非常勤職員を含む）、特任研究員（PD/RPD/CPD）^{※1}、学生（博士課程後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程もしくは薬学履修課程の在学生）および本学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員（PD/RPD/CPD/DC）^{※2}のうち、小学校6年生までの子の育児を現に自ら行っている者。ただし、特別な支援等を要する子の場合は、年齢を問わない。

- ※ ただし、申請者の他に日常的に養育できる者がいる場合は、申請できない。
- ※ 非常勤職員については、月の勤務時間が64時間以上を対象とする。
- ※ 産休・育休中の方は申請できない。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙4「2025年度ベビーシッターおよび一時託児利用補助（第4回）利用料等申告書」
- ◎ 申請資格について確認できる書類の写し
 - ※ 子の年齢を証明できる健康保険証や住民票、パスポート等
- ◎ 期間中の利用内容について確認できる書類（各利用毎）
 - ※ 領収書（原本、もしくは電子発行領収書の場合はデータを送付。宛名は**申請者本人のフルネーム**を記載してもらうこと）
 - ※ 利用内容内訳、時間単価が確認できる資料

(5) 申請締切（第4回）

2026年4月1日（水）必着

(6) 提出先

- ◎ DEI推進センター
- ◎ 申請者はGoogleフォームで申請してください。その際に申請書類をPDFにしてGoogleフォームにアップロード、**領収書は学内便で送付の上、2026年4月1日（水）（必着）までにDEI推進センターへご提出ください。**
 - ▶Googleフォーム：<https://forms.gle/DTkexZEtBjoDo7Ds6>

(7) 審査

- ◎ DEI推進センター内に設置する審査会において書類選考を行う
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は2026年4月中旬（予定）。

(8) 年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

- ◎ 第1回（2025年4月1日～6月30日利用分）は2025年7月25日（金）
- ◎ 第2回（2025年7月1日～9月30日利用分）は2025年10月24日（金）
- ◎ 第3回（2025年10月1日～12月31日利用分）は2026年1月23日（金）
- ◎ 第4回（2026年1月1日～3月31日利用分）は2026年4月1日（水）
- ◎ 原則、各回に定める期間内で、かつ領収書が発行されている利用のみ申請を受け付ける。やむを得ない事由がある場合は別途相談のこと。
- ◎ 採択者はDEI推進委員会及びDEI推進センターからの下記のようなDEI推進に係る依頼に可能な限り協力すること。（採択において考慮する場合もある。）
シンポジウム・セミナーの参加やポスター発表、アンケートの回答、広報資料への寄稿等
- ◎ 本制度により得た研究成果を発表する場合は、本制度により支援を受けたことを必ず明記すること（別紙Q&Aに例を示しています）。
- ◎ 必要に応じて追加資料を提出いただくことがある。